くん製類の認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された豚肉、牛肉、家きんの肉を使用して製造されたくん製及び乾燥肉に適用する。

第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定	義	
くん製	豚肉、牛肉及び家きんの肉を食塩 したものをいう。	水等で漬け込んだ後、乾	立燥、燻煙
乾燥肉	豚肉、牛肉及び家きんの肉を食塩 のをいう。	水等で漬け込んだ後、乾	燥したも

第3条 品質及び品質表示

くん製類の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

	区	分	基準	
		性状	香味、肉質が良好で適度に乾燥しており、異味異臭がないこと。	
ПП	原材料	食品添加物 以外の原材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 埼玉県産の豚肉、牛肉及び家きんの肉 2 調味料 3 香辛料	
質		食品添加物	酸化防止剤以外のものを使用しないこと。	
	異 物		混入していないこと。	
	内 容 量		表示内容に適合していること。	
表	表示事項及び 表 表示禁止事項		「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年 法律第134号)や健康増進法(平成14年法律第103 号)等の関連法令を遵守すること。	
示	特別表示事項		認証品については、一括表示欄外に「埼玉県産○○肉10 0%使用」等と表示することができる。	

第4条 製造管理

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び食品衛生法施行条例(平成12年埼玉県条例第22号)の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、 衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。